

生活保護のしおり

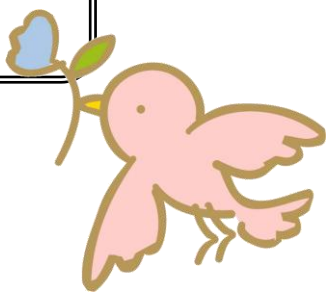

生活保護は、最低限度の生活を保障し、自立をお手伝いする制度です

～　一人で悩まずに、まずはご相談ください　～

様々な理由で、どんなに頑張っても、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。

生活支援課では、生活保護に関わらず生活に困窮されている方の相談や支援を行っています。一日でも早く問題が解決できるように、お気軽にご相談ください。

甲賀市福祉事務所　（健康福祉部生活支援課）

〒528-8502　甲賀市水口町水口6053番地
（甲賀市役所　１階）

☎　0748(69)2158 / 0748(69)2160
FAX　0748(63)4085

■ 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第２５条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づいて制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても、なお生活にお困りの世帯に対し、困窮する度合いに応じて必要な生活の援助を行い、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

～ 生活保護は、次の"原理"(考え方)と"原則"(きまり)に基づくものです ～

保護の原理

1　生活に困窮するすべての国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。
（国家責任による最低生活保障の原理/法第1条）

2　生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護法の定める要件に当てはまるときは、平等に保護を受けることができます。（無差別平等の原理/法第２条）

3　生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものです。（最低生活の原理/法第３条）

4　生活保護は、世帯内で利用可能な資産（土地や預貯金、生命保険の解約など）や年金・手当・給付金など他の制度による給付、自分たちの働く能力などあらゆるものを利用しても最低限度の生活が維持できないときに行われます。（補足性の原理/法第４条第１項）

保護の原則

1　生活保護は、原則、本人（または同居の親族など）からの申請によって行われます。ただし、保護が必要な方が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。
（申請保護の原則／法第７条）

2　生活保護は、世帯の構成・年齢・居住地別に、国の定める基準に照らして、世帯の収入や資産の活用などでは基準を満たすことができないときに、足りない分を補う形で行われます。（基準及び程度の原則／法第８条）

3　生活保護は、世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われます。（必要即応の原則／法第９条）

4　生活保護は、原則、世帯全体を対象として、保護が必要かどうかを決定します。
（世帯単位の原則／法第１０条）

■ 生活保護の利用までの流れ

生活保護は、他の行政サービスと異なり、適用の条件が生活の細部にかかわるため、かなりプライバシーに踏み込んだ形でインテーク（初回の面接相談）を行うこととなります。個人の秘密は堅く守りますので、ご安心ください。

１ 相談

・ お困りの内容をご相談ください。

・ 生活保護制度の説明だけでなく、お困りの内容に応じた解決策を一緒に考え、必要な支援を行います。

・ 来庁が難しい場合は、お電話ください。



２ 申請

・ 相談の結果、生活保護の申請を希望される方は、生活保護を利用するための申請書類を提出（※）してください。

・ あわせて、調査に必要な書類や確認資料などの提出をお願いする場合があります。

※ 個別の事情により、口頭での申請が認められる場合があります。

※ 何らかの事情で本人が申請できない時は、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）または同居の親族からの申請や、急迫時は福祉事務所長による職権保護も可能ですのでご相談ください。

３ 調査

・ 自宅にお伺いし、生活状況などの聞き取りを行います。

・ 資産状況などの調査を行います。

・ 精神的な支援も含め、何らかの支援が可能と思われる扶養義務者がおられる場合は聞き取りを行います。

（扶養照会に関する申出書がありますので必要な方はお申し出ください。）

・ 調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

４ 決定

・ 申請した日から、原則１４日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で３０日以内）に生活保護が利用できるのかどうかの通知を行います。

（最初の保護費の支給までに日数がかかるため、それまでの生活の目処がたたない場合は、相談時または申請時にあわせてご相談ください。）

○ 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給と、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。

○ 生活保護が利用できない場合は、「保護却下通知書」をお渡しします。

■ どういったときに生活保護を利用できるのか？

生活保護は、世帯（同じ家に生活する人々）を単位として適用されます。生活保護は、国で定める最低生活費と、世帯全体の収入（働いて得たお金・年金・各種手当・仕送りなど）を合計した額とを比べ、最低生活費を下回るときに対象となります。

下の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合、その足りない部分が「保護費」として支給されます。

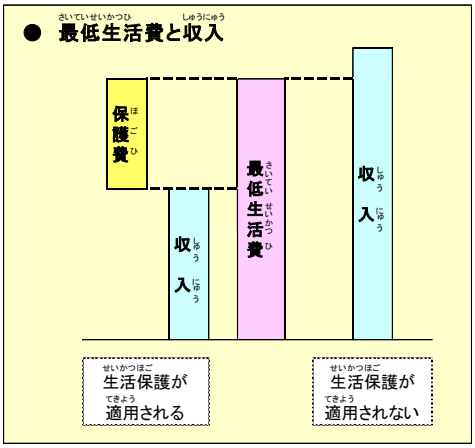

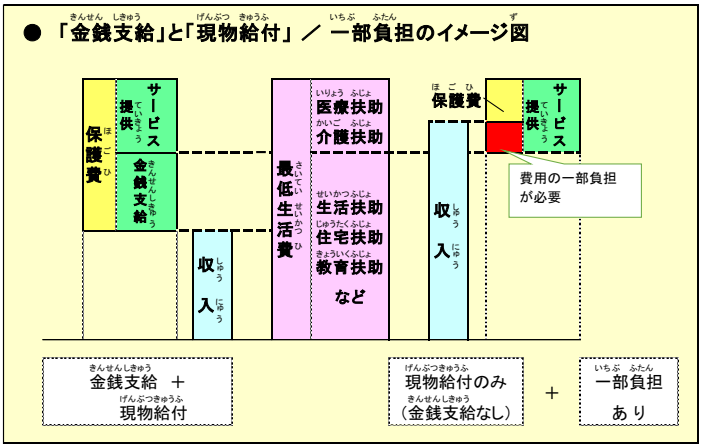

ただし、保護費の区分として、①金銭支給（生活扶助・住宅扶助・教育扶助など）と、②現物給付（医療扶助や介護扶助など、サービスや物の提供）があり、収入が金銭支給の対象となる基準額以上の世帯に対しては、金銭支給を行うことなく、現物給付にかかる費用の一部を負担していただくこととなります。

■ 生活保護の種類

生活保護には、次の８つの扶助があり、生活上の必要に応じて受けられます。

① 生活扶助　食費・被服費・光熱水費など日々の生活費
② 住宅扶助　家賃（更新料を含む）、住宅の補修費など
③ 教育扶助　義務教育に必要な学用品、給食費など
④ 医療扶助　病気・けがの治療のために必要な医療費など（原則、現物給付）
⑤ 介護扶助　介護保険のサービス利用の際の自己負担分（原則、現物給付）
⑥ 出産扶助　出産にかかる費用
⑦ 生業扶助　高等学校にかかる費用や就職に必要な技能・資格の取得費用など
⑧ 葬祭扶助　葬祭にかかる費用

■加算の種類

加算とは 一定の要件に該当する場合、生活扶助に一定の金額が加算されます。

① 妊産婦加算
妊婦及び産婦に対して支給するもの

② 障害者加算
一定の要件を満たしている障がいのある方がいる世帯に支給するもの

③ 在宅患者加算
結核患者等の在宅患者で療養に専念している方に支給するもの

④ 児童養育加算
児童を養育している方に対して支給するもの

⑤ 介護保険料加算
介護保険第１号被保険者で、保険料が普通徴収である方がいる世帯が対象。対象者に代わって、福祉事務所が保険者に介護保険料を支払うもの

⑥ 母子加算
児童を養育しているひとり親等に対して支給するもの

⑦ 放射線障害者加算
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の認定を受けた方で負傷、疾病の状態にある方等に対して支給するもの

⑧ 冬季加算
11 月から翌年 3 月にかけて、冬季における光熱費等の増加に対応するため、全世帯に適用するもの

⑨ 介護施設入所者加算
介護施設入所者基本生活費が算定されている世帯に支給するもの

■その他の扶助・給付金の種類

○一時扶助

① 被服費
・布団、うぶ着、寝巻、おむつ、学童服等のための費用

② 家具什器費
・保護開始や退院・転居等により、新たに自活する際に、家具什器を所持していない場合、炊事用具・食器類を購入するための費用、冷暖房器具を購入するための費用

③ 移送費

・引越しの運送代、一定の範囲の親族の葬儀に行く等の交通費、医療機関への通院に要する必要最小限の交通費

④ 入学準備金

・小・中・高校に入学する際の費用

⑤ その他

・屋根・壁・たたみ・網戸・建具類を修理する費用、退院や転居等新しく住居を借りるための費用、アパート等の契約更新の際の費用

<u>※一時扶助等の支給には、一定の要件や上限額があり、支給されない場合がありますので、必ず事前に地区担当員に相談してください。</u>

<u>※支給にあたっては、領収書などの書類が必要になります。後から相談していただいても、一時扶助等を支給できない場合がありますので十分に注意してください。</u>

○就労自立給付金

安定して職業に就いて、保護を必要としなくなった方が対象です。支給額は保護廃止前の就労収入額に応じて決定します。

支給**<u>上限額</u>**

単身世帯・・・１０万円

多人数世帯・・・１５万円

○進学・就労準備給付金

高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことなどにより保護を必要としなくなる方が対象です。進学や就職のための準備金として支給します。

<u>支給額</u>

進学や就職のために転居する・・・３０万円

現在の自宅から通学や通勤する・・・１０万円

■ 生活保護と資産の関係について

居住用の土地・家屋は保有できますが、処分価値が高い場合は売却処分の対象となります。また、住宅ローンを保護費から返済することは、最低限度の生活を保障する制度の趣旨に反するため原則として認められません。ただし、返済の期間が短く支払い額の少ないとき等は、例外的に認められる場合があります。

なお、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」（６５歳以上の世帯等が住居を担保として住み続けながら、生活資金の貸付を受けられる制度）が利用できる場合は、生活保護に優先して活用いただきます。



それ以外の資産（預貯金や生命保険、自動車、高価な貴金属など）をお持ちの場合、解約や売却して生活費に充てていただくこともあります。手持金や預貯金は、保護開始時に保有が認められる金額に制限があります。

なお、学資保険や125cc以下のバイクなど、保有が認められているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 能力の活用について

働ける方は、その能力に応じて、働いて収入を得ていただく必要があります。本人の状態に応じた就労先が見つけられるよう就労支援も行っています。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。病院を受診し、治療に専念するなど、最善の努力をしてください。

■ 扶養義務者からの援助について

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。また、ひとり親世帯の場合は、養育費などを受けられるよう努力してください。なお、扶養義務者からの援助は、生活保護に優先しますが、扶養能力のある親族がいることによって、生活保護の申請や利用ができないという訳ではありません。扶養義務者からの援助を受けても、なお生活に困窮される場合は、保護の対象となります。また、ＤＶ（家庭内暴力）や虐待の他、一定期間（例えば１０年程度）音信不通で交流が断絶しているなど、援助が期待できないと判断できるなど特別な事情がある場合には、扶養照会を見合わせることも可能ですので、事前にご相談ください。（扶養照会に関する申出書がありますので必要な方はお申し出ください。）

■ 他の制度の活用について

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々な公的な制度があります。生活保護より他法・他施策が優先となるため、他に活用が可能な制度がある場合、まずはそれらの制度を活用いただくこととなります。どのような制度が対象になるのかは、それぞれの世帯により異なりますので、お問い合わせください。

■ 保護費を返還しなければならないとき

◎ 活用できる資産がありながら、保護を受けたとき

本来活用できる資産があるにもかかわらず、急迫した事情により生活保護を受けたときは、資産の活用が可能になった時点で、先に支給を受けた保護費の全額または一部を返していただく必要があります。例えば、財産があってもすぐに処分ができない場合や、交通事故の補償金や年金などを受けとれるまでの間に、保護を受けた場合などです。　（法第６３条）

◎ 不正な方法で保護を受けたとき

収入やその他の事柄について、必要な届け出を怠った場合や、嘘の申告をするなど、不正な方法で保護を受けたときは、保護費を返していただきます。　（法第７８条）

■　あらゆる収入の申告が必要です

収入申告を適正に行うことで、就労収入のうち基礎控除や必要経費など一定金額を収入として認定しない取扱いができます。

また、高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、大学の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定をしない取り扱いとなります。

※ギャンブルの配当、交通事故の補償金、保険の解約返戻金、ネットオークションの売上金、贈与等（現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント等も含む）も申告が必要です。



■ 自動車の保有について

生活保護は、最低限度の生活を保障する制度であり、自動車にかかる経費の捻出や交通事故を起こしたときの賠償が難しいことから、保護を受けている間は、原則、自動車の保有や使用が認められていません。ただし、身体障がい者の方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住されている方など、国の基準に基づいて認められる場合がありますので、ご相談ください。

■ 暴力団員の方は、生活保護が受けられません



お問い合わせ・相談先

● 担当ケースワーカー

担当ケースワーカーは、生活保護を利用される方のお困りごとの解決や自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けをする者です。生活状況の確認や、相談に応じるため、定期的に訪問を行っております。

お困りのことや心配なことがあれば、遠慮なくご相談ください。

あなたの担当ケースワーカーは ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ です。

● 民生委員・児童委員

各地域には、生活に困っておられる方の見守りや相談にのっていただける民生委員・児童委員がおられます。福祉事務所と協力関係にありますので、何かお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

あなたの担当民生委員は ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ さんです。

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☎ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人の秘密は堅く守りますので、ご安心ください。

甲賀市福祉事務所　（健康福祉部生活支援課）

〒528-8502　甲賀市水口町水口6053番地

☎　0748(69)2158 / 0748(69)2160

FAX　0748(63)4085

業務時間　9時～16時45分

（令和８年１１月改定）